

○世羅町議会議員政治倫理規程

平成27年12月17日議会規程第1号

世羅町議会議員政治倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、世羅町議会議員（以下「議員」という。）が町民全体の奉仕者として、議員の責務と規範を正しく認識するとともに、自己の研さんと資質の向上に努め、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 町民の代表としてふさわしい公正かつ高潔を旨とした行動を心がけ、町民の信頼に応えるよう努力しなければならない。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）の本旨にのっとり、公正な議会運営及び適正な町政を行うため、議員本来の職務を全うしなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、人権侵害及び差別発言をせず許さない。また、その職務に関して関係法令の遵守はもとより、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない。
- (2) 常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、いかなる金品も授受しない。
- (3) 町（町が設立した公社並びに町が資本金その他これらに準じるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。以下同じ。）が行う工事等の請負契約、業務委託契約若しくは物品納入契約又は町が行う許認可に関して、不当な関与をしない。
- (4) 町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけない。
- (5) 町職員の採用又は人事に関して、不当な関与をしない。

(6) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しない。

2 政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた議員は、自ら潔い態度をもって疑惑の解消に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(有罪判決後の辞職)

第4条 議員は、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までに定める罪、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条に定める罪その他職務に関連する犯罪により有罪の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条及び地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、辞職手続を執るものとする。

2 議会は、前項の規定による辞職手続を執らない議員に対し、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、辞職を勧告するものとする。

(請負等に関する遵守事項)

第5条 議員は、次の各号のいずれかに該当する企業の町に対する工事等の請負、業務委託若しくは物品納入（以下「請負等」という。）について、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町民に疑惑の念を生じさせないようにするため、請負等を辞退するように努めなければならない。

(1) 議員が資本その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

(2) 議員が役員をしている企業又はその経営方針に関与している企業

(3) 議員が報酬（顧問料等その名目を問わない。以下同じ。）を受けている企業

(法人等への役員就任)

第6条 議員は、町から補助金等の交付を受けている法人又は団体について、報酬を受領する役員に就任しないよう努めなければならない。

(審査の請求)

第7条 議員は、この規程に違反する行為をした疑いがあると認められた

議員があるときは、議長に審査を請求することができる。

(政治倫理審査会の設置等)

第8条 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、世羅町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に関する事項の審査を審査会に付託しなければならない。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議長が議員のうちから任命する6人の委員で構成する。

3 委員の任期は、当該審査請求の審査が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けたときは、議長は、速やかに補欠委員を任命するものとする。

4 審査会の組織及び運営は、次に定めるところによる。

(1) 審査会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(2) 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(3) 審査会の議事は、出席委員の3分の2以上の同意により決定する。

5 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得て、非公開とすることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(審査会の調査)

第9条 審査会は、付託された審査請求の審査を行うため、当該審査請求の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、審査請求があった旨を文書で通知するとともに、対象議員及び関係者に対し、資料請求並びに事情聴取など必要な調査を行うことができる。

2 対象議員は、審査会において弁明をしようとするときは、弁明を記載した書面を審査会に提出しなければならない。

3 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、学識経験者等から意見を聴くことができる。

(審査結果の報告)

第10条 審査会は、審査が終了したときは、議長に対し審査結果の報告書を提出するものとする。

2 議長は、前項の報告書が提出されたときは、その審査結果を対象議員に文書で通知するものとする。

(議会の措置)

第11条 議長は、審査会からの審査結果の報告書を尊重し、この規程に違反する行為があったと認めるときは、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。

(1) この規程を遵守するため警告し、誓約書の提出を求める。

(2) 議会の役職を停止すること。

(3) 議員の辞職勧告を行うこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、審査会及び議長が必要と認める措置を行うこと。

(審査結果の公表)

第12条 議長は、第10条の審査結果の報告書が提出されたときは、審査会の審査概要及び審査結果を公表するものとする。前条各号に定める措置を講じたときも、また同様とする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年12月17日から施行する。